

## 障害児・者が地域で安心して生活する場の整備促進を求める意見書

社会的支援を必要とする障害児・者は年々増加している。現在の障害福祉施策は、グループホームや入所施設等の社会資源が未だ十分ではないため、多くの障害児・者が家族の介護を前提とした在宅生活を続けており、将来的に在宅生活を維持できなくなるのが懸念されている。

また、グループホームや入所施設等で働く障害福祉人材の不足が深刻化しており、職員の過重労働やそれに伴う障害福祉サービスの質の低下が課題となるほか、利用する障害児・者のニーズに応じたサービスの拡充を図ることが困難な状況が生じている。

これに対し、国は、平成25年に施行した障害者総合支援法に基づき、障害児・者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、居住系サービスを含む地域生活支援事業の推進を図るとともに、障害児・者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援機能として地域生活支援拠点等の整備促進に取り組んできているが、必ずしも順調には進んでいない状況が見られる。

よって、国においては、障害児・者が地域で安心して生活する場の整備を進めるため、次の事項を早期に実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 障害児・者が生活する場を選択できるようグループホームや入所施設等の社会資源を拡充するとともに、障害福祉人材の確保を図ること
- 2 相談機能や緊急時の受け入れ・対応機能等を備えた地域生活支援拠点等の整備促進を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月19日

愛知県東海市議会